

市営住宅建設事業債	82,500				
消防施設整備事業債	150,700				
給食施設整備事業債	1,472,300				
小学校施設整備事業債	572,200				
中学校施設整備事業債	590,800				
総合野外活動センター整備事業債	31,000				
生涯学習センター整備事業債	8,600				
源氏物語ミュージアム整備事業債	27,200				
林業施設災害復旧事業債	2,600				
河川等災害復旧事業債	50,000				
臨時財政対策債	490,800				
6年度借換債	902,500				
合 計	7,584,500				

令和6年度宇治市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度宇治市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,958,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 国 民 健 康 保 険 料		3,238,904
	1. 国 民 健 康 保 険 料	3,238,904
2. 一 部 負 担 金		2
	1. 一 部 負 担 金	2
3. 使 用 料 及 び 手 数 料		1,289
	1. 手 数 料	1,289
4. 府 支 出 金		12,018,780
	1. 府 補 助 金	12,018,780

5.財 産 収 入		111
	1.財 産 運 用 収 入	111
6.繰 入 金		1,661,828
	1.一 般 会 計 繰 入 金	1,469,554
	2.基 金 繰 入 金	192,274
7.諸 収 入		37,086
	1.延 滞 金 及 び 過 料	13,203
	2.市 預 金 利 子	1
	3.雑 入	23,882
歳 入 合 計		16,958,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1.総 務 費		250,132
	1.総 務 管 理 費	223,030
	2.徴 収 費	25,536
	3.運 営 協 議 会 費	1,088
	4.趣 旨 普 及 費	478
2.保 險 給 付 費		11,922,516
	1.療 養 諸 費	10,327,050
	2.高 額 療 養 費	1,504,330
	3.移 送 費	1
	4.出 産 育 児 諸 費	50,021
	5.葬 祭 諸 費	13,200
	6.精 神 ・ 結 核 医 療 付 加 金	27,414
	7.傷 病 手 当 金	500
3.国 民 健 康 保 險 事 業 費 納 付 金		4,516,688
	1.医 療 給 付 費 分	3,061,788
	2.後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,076,838
	3.介 護 納 付 金 分	378,062

4.保 健 事 業 費		227,305
	1.特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	106,873
	2.保 健 事 業 費	120,432
5.基 金 積 立 金		111
	1.基 金 積 立 金	111
6.公 債 費		3,500
	1.公 債 費	3,500
7.諸 支 出 金		20,748
	1.償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	20,748
8.予 備 費		17,000
	1.予 備 費	17,000
歳 出 合 計		16,958,000

令和6年度宇治市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度宇治市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,960,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1.後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		3,049,434
	1.後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	3,049,434
2.使 用 料 及 び 手 数 料		198
	1.手 数 料	198
3.繰 入 金		824,146
	1.一 般 会 計 繰 入 金	824,146
4.諸 収 入		86,222
	1.延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	137
	2.償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,501
	3.市 預 金 利 子	1
	4.雑 入	78,583
歳 入 合 計		3,960,000

歳出		(単位 千円)
款	項	金額
1. 総務費		70,536
	1. 総務管理費	63,141
	2. 徴収費	7,395
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		3,744,535
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	3,744,535
3. 保健事業費		133,528
	1. 健康保持増進事業費	133,528
4. 諸支出金		7,501
	1. 償還金及び還付加算金	7,501
5. 予備費		3,900
	1. 予備費	3,900
歳出合計		3,960,000

令和6年度宇治市介護保険事業特別会計予算

令和6年度宇治市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,400,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1. 保険料		3,530,433
	1. 介護保険料	3,530,433
2. 使用料及び手数料		273
	1. 手数料	273
3. 国庫支出金		3,973,409
	1. 国庫負担金	2,949,719
	2. 国庫補助金	1,023,690
4. 支払基金交付金		4,515,333
	1. 支払基金交付金	4,515,333
5. 府支出金		2,442,708
	1. 府負担金	2,324,802
	2. 府補助金	117,906

6.財 産 収 入		401
	1.財 産 運 用 収 入	401
7.繰 入 金		2,937,435
	1.一 般 会 計 繰 入 金	2,713,596
	2.基 金 繰 入 金	223,839
8.諸 収 入		8
	1.延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	5
	2.市 預 金 利 子	2
	3.雑 入	1
歳 入 合 計		17,400,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1.総 務 費		352,292
	1.総 務 管 理 費	203,212
	2.徴 収 費	8,633
	3.介 護 認 定 審 査 会 費	138,385
	4.趣 旨 普 及 費	2,062
2.保 険 給 付 費		16,229,299
	1.介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	15,828,514
	2.介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	381,003
	3.そ の 他 諸 費	19,782
3.地 域 支 援 事 業 費		793,347
	1.介 護 予 防・生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	393,403
	2.一 般 介 護 予 防 事 業 費	99,150
	3.包 括 的 支 援 事 業・任 意 事 業 費	299,186
	4.そ の 他 諸 費	1,608
4.基 金 積 立 金		6,062
	1.基 金 積 立 金	6,062
5.公 債 費		2,000
	1.公 債 費	2,000
6.予 備 費		17,000
	1.予 備 費	17,000
歳 出 合 計		17,400,000

令和6年度宇治市墓地公園事業特別会計予算

令和6年度宇治市の墓地公園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1.使 用 料 及 び 手 数 料		38,445
	1.使 用 料	23,660
	2.手 数 料	14,785
2.繰 入 金		8,133
	1.一 般 会 計 繰 入 金	8,133
3.諸 収 入		22
	1.市 預 金 利 子	1
	2.雑 入	21
歳 入 合 計		46,600

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1.事 業 費		29,649
	1.事 業 費	29,649
2.公 債 費		16,551
	1.公 債 費	16,551
3.予 備 費		400
	1.予 備 費	400
歳 出 合 計		46,600

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
天ヶ瀬墓地公園指定管理事業	自 令和 6年度 至 令和 11年度	129,000

令和6年度宇治市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度宇治市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水人口 180,000人
(2) 給水戸数 85,000戸
(3) 年間総配水量 19,688,000 m³

(内訳) (単位 m³)

Table with 5 columns: 自己水源(浄水場) (宇治, 西小倉, 広野町, 池尾), 京都府営水道. Values: 4,692,000, 1,022,000, 402,000, 2,000, 13,570,000.

- (4) 一日平均配水量 54,000 m³
(5) 一日最大配水量 59,500 m³
(6) 一人一日平均配水量 300 L
(7) 一人一日最大配水量 331 L
(8) 主要な建設改良事業

(ア) 施設改良事業 2,056,252 千円

- 下水道受託工事ほか
φ50mm~200mm L=470m
老朽管更新等に伴う配水管改良工事ほか
φ50mm~400mm L=2,530m
配水管改良工事等に伴う舗装本復旧工事
A=4,800 m²
浄水配水施設改良工事
浄水配水施設改良工事一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第1款 水道事業収益 4,347,031 千円
第1項 営業収益 3,664,600 千円
第2項 営業外収益 682,397 千円
第3項 特別利益 34 千円

支出

- 第1款 水道事業費用 4,333,688 千円
第1項 営業費用 4,221,796 千円
第2項 営業外費用 103,728 千円
第3項 特別損失 7,164 千円
第4項 予備費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額791,853千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額160,659千円、過年度分損益勘定留保資金339,455千円及び当年度分損益勘定留保資金291,739千円で補てんするものとする。)

収入

- 第1款 資本的収入 1,645,847 千円
第1項 企業債 1,319,000 千円
第2項 工事負担金 102,059 千円
第3項 補助金 56,000 千円
第4項 出資金 168,788 千円

支出

- 第1款 資本的支出 2,437,700 千円
第1項 建設改良費 2,056,959 千円
第2項 企業債償還金 379,741 千円
第3項 予備費 1,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

Table with 3 columns: 事項, 期間, 限度額. Rows include: 水道漏水等に係る受付委託業務 (59,000), 量水器受け払い及び水道使用開始届等受付事務委託業務 (12,000), 道路占用許可申請事務等委託業務 (11,000), 水道事業ビジョン・経営戦略中間見直し委託業務 (17,000), 五ヶ庄六地藏線ほか(その5)配水管改良事業 (16,000).

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

Table with 5 columns: 起債の目的, 限度額, 起債の方法, 利率, 償還の方法. Row: 上水道事業債 (1,319,000), 利率: 年4%以内, 償還の方法: 政府資金についてはその融資条件による...

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 633,466 千円 (他会計からの補助金)

第10条 水道料金等減免事業、低所得者水道使用料減額事業、上水道事業債等利子償還及び統合した簡易水道事業等に係る維持管理費用に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、246,719千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、42,369千円と定める。

令和6年度宇治市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度宇治市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 処理区域面積 1,980 ha
(2) 年間総処理水量 19,000,000 m³

- (3) 一日平均処理水量 52,055 m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - (ア) 管渠（汚水）建設費 1,346,535 千円
管渠整備事業 L=900m
管渠改築修繕事業
 - (イ) 管渠等（雨水）建設費 965,000 千円
雨水施設整備事業
雨水施設改築修繕事業
 - (ウ) 処理場建設費 985,878 千円
東宇治浄化センター改築修繕事業
 - (エ) 流域下水道建設費 215,046 千円
洛南浄化センター 建設事業費負担金

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第1款 下水道事業収益 5,780,702 千円
 - 第1項 営業収益 3,155,752 千円
 - 第2項 営業外収益 2,624,950 千円

支出

- 第1款 下水道事業費用 5,698,182 千円
 - 第1項 営業費用 5,064,898 千円
 - 第2項 営業外費用 620,004 千円
 - 第3項 特別損失 11,280 千円
 - 第4項 予備費 2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,672,605千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額176,821千円、過年度分損益勘定留保資金274,568千円及び当年度分損益勘定留保資金1,221,216千円で補てんするものとする。）。

収入

- 第1款 資本的収入 4,210,301 千円
 - 第1項 企業債 2,152,500 千円
 - 第2項 国庫補助金 1,159,850 千円
 - 第3項 他会計出資金 671,354 千円
 - 第4項 他会計補助金 226,597 千円

支出

- 第1款 資本的支出 5,882,906 千円
 - 第1項 建設改良費 3,512,459 千円
 - 第2項 企業債償還金 2,368,447 千円
 - 第3項 予備費 2,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
宇治市水洗便所改造資金融資あっ旋制度に対する利子補給補助（令和6年度分）	自 令和6年度 至 令和13年度	融資金利子に相当する額
公共下水道処理場高度処理化事業	自 令和6年度 至 令和7年度	707,000
雨水貯留施設（半白貯留管）整備工事	自 令和6年度 至 令和8年度	1,730,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	2,152,500	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証書借入又は証券発行 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
合計	2,152,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用及び特別損失との間

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 329,071千円

(他会計からの補助金)

第10条 低所得者公共下水道使用料減額事業、下水道事業費用及び資本的支出に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,157,613千円である。

宇治市会告示第56号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月26日

宇治市長 松村 淳子

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

- (1) 株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- (2) 株式会社アイモバイル
東京都渋谷区桜丘町2番14号N. E. S. ビルN棟2階
- (3) 楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス
- (4) 株式会社さとふる
東京都中央区京橋二丁目2番1号京橋エドグラン13階

2 委託事務

インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金の収納

3 指定日

令和6年4月1日

4 委託日

令和6年4月1日

5 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

宇治市会告示第57号

公金事務の委託について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年4月26日

宇治市長 松村 淳子

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

(1) ANAあきんど株式会社

東京都中央区日本橋二丁目14番1号フロントプレイス日本橋

(2) 株式会社JALUX

東京都港区港南一丁目2番70号

2 委託事務

インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金の収納

3 指定日

令和6年4月1日

4 委託日

令和6年4月1日

5 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで



選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第4号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和6年4月11日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

日時 令和6年4月11日(木) 午前10時～

場所 宇治市役所 選挙管理委員会室

日時 令和6年5月9日(木) 午前9時30分～

場所 宇治市役所 選挙管理委員会室

日時 令和6年6月3日(月) 午前10時～

場所 宇治市役所 選挙管理委員会室

議題 選挙人名簿の定時登録について 他

(揭示済)



公営企業

宇治市上下水道事業告示第6号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道施設保全課にて一般の縦覧に供します。

令和6年4月26日

宇治市長 松村 淳子

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和6年4月26日	木幡南端の一部	分流式	宇治市木幡北島地内東宇治浄化センター
令和6年4月26日	宇治善法の一部、槇島町菌場の一部・清水の一部、伊勢田町砂田の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地洛南浄化センター

宇治市上下水道事業公告第11号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、令和6年4月1日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和6年4月26日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第521号 寺崎管工



正誤

2023年(令和5年)4月14日付け宇治市公報第2430号中

ページ	欄	行	誤	正
27	右	下から4行目	訓令	規程